

| | |
|------|--------------|
| 整理番号 | 消防 - 法不 - 72 |
|------|--------------|

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 検査主任者の解任命令 |
| 概要 | 市長は、検査主任者が法令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第52条第4項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/) |
| 処分基準 | 高圧ガス保安法第52条第4項 経済産業大臣は、検査主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ |
| 備考 | |